

真岡市告示第42号

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 真岡市子どもの居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、本市のひとり親家庭及び低所得子育て世帯等の子どもをはじめとする多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対して、食事、学習、生活習慣の習得等の支援の提供を行う団体、かつ、子育てに悩みを持つ保護者への精神的・身体的負担を軽減するための支援の提供を行う団体等に対して、費用の一部を助成することにより、子どもの貧困解消、支援が必要な子どもの早期発見、子どもの健全な成長や自立促進、併せて養育放棄等の虐待の連鎖の防止に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、真岡市内において子どもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体であり、次の各号に掲げるすべてを満たすもの

とする。

- (1) 規則、会則等を定めた団体
 - (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることが出来る団体
 - (3) 法令等に違反する活動をしていない団体
 - (4) 公序良俗に反する活動をしていない団体
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密な関係にない団体
 - (6) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としていない団体
 - (7) 補助対象事業を継続的、かつ、安定的に運営できる団体
 - (8) 補助対象事業を3年以上継続している団体
 - (9) 補助対象事業の活動内容や予定を周知・公表している団体
- (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、真岡市内において実施する事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす事業とする。ただし、第5号に掲げる事業を単独で実施する場合は補助対象外とする。

- (1) 主に子どもの居場所づくりを目的とした事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ア 家庭学習及び生活習慣の支援を行うこと。
 - イ 子どもや保護者に対する相談支援を行うこと。
 - ウ 事業の実施場所、対象児童の家庭等の送迎支援を行うこと。
 - エ おやつ等の軽食の提供を行うこと。
 - オ 開催頻度は、週2回以上実施し、かつ、1回あたりの開催時間を概ね6時間以上とすること。
 - カ 1回あたりの18歳未満の子どもが平均して3人程度利用して

いること。

(2) 子どもへの食事提供（以下「子ども食堂」という。）を行う事業で、次にあげる要件をすべて満たすものとする。

ア 開催頻度は、月1回以上であること。

イ 1回あたりの18歳未満の子どもが10名以上を対象とする規模で実施すること。

ウ 参加費は無料又は低廉であること。

(3) 様々な体験・経験機会の提供を行う事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 開催頻度は、年4回以上、文化や自然、季節行事などに触れる機会を設けること。

イ 1回あたりの18歳未満の子どもが10名以上を対象とする規模で実施すること。

ウ 参加費は無料又は低廉であること。

(4) 訪問による子育て相談及び物資の提供（食料品、ミルク・オムツ等の育児用品、文房具や生理用品など子どもに必要な物品等）を行う事業

(5) 子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入事業

2 前項に掲げる事業は、次の各号の要件をすべて満たす場合に補助金の交付を行うものとする。

(1) 事業の開設時においては、常駐できる責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。

(2) 前号に定める責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること。

(3) 真岡市の他の補助金を受けていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 営利を目的とした事業

(2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

(3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

2 補助の対象外となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、対象経費の実支出額と別表1に定める補助金上限額とを比較して、いずれか少ない額以内とする。なお、交付する補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一補助対象者への補助は、同一年度内につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 規則、会則等

(4) 団体の構成員等名簿

(5) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレット等の書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、交付の適否及び補助金の額について審査し、適当と認めるときは、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）を補助対象者に通知するものとする。

(概算払)

第 9 条 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、補助対象者の請求により補助金の額の補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金概算払請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 10 条 補助対象者は、補助対象事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をするときには、規則第 8 条の規定により、真岡市子どもの居場所づくり事業変更報告書（様式第 6 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助対象者は、事業完了後 30 日以内（30 日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日まで）に、真岡

市子どもの居場所づくり事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助事業実施に要した経費の支出を証する帳簿等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第11条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは速やかに交付すべき補助金の額を確定し、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）を補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 交付決定通知を受けた補助対象者は、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市は請求のあった日から30日以内に補助対象者に対し請求額を支払わなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 第9条の規定により補助金の概算払を受けた補助対象者は、前条の通知を受けたときは、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金概算払精算書（様式第12号）により、速やかに補助金の精算をしなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。

(1) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 書類の記載事項が事実と相違するとき。

(3) 前2号のほか不正の事実が認められるとき。

(補助事業者の債務)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び関係書類を調整し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿および関係書類を検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表1 (第5条 補助対象経費、第6条 補助金の額等)

対象経費	内容	補助金上限額
報酬	指導員（団体を運営するために要する恒常的職員を除く）に対する給料	①子どもの居場所づくりを目的とした事業 2,200,000円／年額
報償費	ボランティアや講師（団体構成員を除く）等に対する謝金	
消耗品費	単価が1万円未満の物品に係る費用	②子ども食堂を行う事業 360,000円／年額
燃料費	車両のガソリン代（自家用車のガソリン代は除く）	③様々な体験・経験機会の提供を行う事業 120,000円／年額
食糧費・原材料費	事業で使用する食糧・食材料の仕入れ、購入に係る費用	
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本に係る費用	④訪問による子育て相談・物資の提供を行う事業 390,000円／年額
通信運搬費	事業に伴う携帯電話通話料・郵便・配送・運送に係る費用	
使用料及び賃借料	会場や機材等使用料 車両の賃借料	⑤子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入事業 300,000円／年額
保険料	ボランティアの活動や行事用保険の加入に係る費用	
備品購入費	事業で使用する備品の購入費用（単価が1万円以上で経年で使用できるもの）	①～⑤すべて実施する場合は3,370,000円が限度額となる。
その他、真岡市長が特に必要と認める経費		

備考 補助金上限額の欄に掲げる④の事業を①から③までのいずれかの事業と同時に行う場合は、物資の提供に係る経費のみを補助対象とする。

別表2 (第5条 補助対象外経費)

(1) 団体構成員の親睦を目的とした飲食費、娯楽費
(2) 団体構成員への謝礼
(3) 補助対象者の経常的な活動に要する経費
(4) 建物改修費及び工事費
(5) その他、社会通念上不適切な経費

様式第1号（第7条）

年 月 日

真岡市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書

子どもの居場所づくり事業補助金の交付を受けたいので、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額	金	円
①子どもの居場所づくりを目的とした事業	金	円
②子ども食堂を行う事業	金	円
③様々な体験・経験機会の提供を行う事業	金	円
④訪問による子育て相談・物資の提供を行う事業	金	円
⑤子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入事業	金	円

関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規則、会則等
- (4) 団体等構成員名簿
- (5) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレット等の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条）

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金 事業計画書

実施時期	事業の種類	開催回数 訪問件数	各回利用 合計人数	主な活動内容
4月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
5月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
6月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
7月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
8月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
9月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	

（裏面あり）

実施時期	事業の種類	開催回数 訪問件数	各回利用 合計人数	主な活動内容
10月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
11月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
12月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
1月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
2月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
3月	①居場所づくり事業	回	人	
	②こども食堂	回	人	
	③体験・経験事業	回	人	
	④訪問支援事業	件	人	
合計	①居場所づくり事業	回	人	—
	②こども食堂	回	人	—
	③体験・経験事業	回	人	—
	④訪問支援事業	件	人	—

様式第4号（第8条）

第 号
年 月 日

様

真岡市長

印

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

様式第5号（第9条）

年 月 日

真岡市長 様

請求者 所在地

団体名

代表者名

印

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知があった真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1 補助金概算払請求金額 円

2 概算払いを必要とする理由

3 振込先

金融機関名	銀行・使用金庫 農協・信用組合	本店・支店 支所・出張所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ -----	

様式第6号（第10条）

年 月 日

真岡市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

⑩

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金事業計画変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定が通知された真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、次のとおり変更したいので、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の交付申請額（変更の場合のみ）

_____円

- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条）

年 月 日

真岡市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

⑩

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の実施期間

2. 補助金額（交付決定額）	金	円
①子どもの居場所づくりを目的とした事業	金	円
②子ども食堂を行う事業	金	円
③様々な体験・経験機会の提供を行う事業	金	円
④訪問による子育て相談・物資の提供を行う事業	金	円
⑤子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入事業	金	円

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助事業実施に要した経費の支出を証する帳簿等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条）

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金事業報告書

事業の種類	
団体名	
取組の効果	

年間取組報告

実施日及び 開催時間	実施内容	実施場所	参加人数
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人
月 日() : ~ :			人

※団体で所定の事業報告書を作成している場合には、年間取組報告の全項目を含んでいれば、その書類を提出しても差し支えない。

様式第10号（第12条）

第 号
年 月 日

様

真岡市長

印

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定をした真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

様式第 11 号（第 13 条）

年 月 日

真岡市長 様

請求者 所在地

団体名

代表者名

印

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知があった真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 振込先

金融機関名	銀行・使用金庫 農協・信用組合	本店・支店 支所・出張所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	

様式第 12 号（第 13 条）

年 月 日

真岡市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

真岡市子どもの居場所づくり事業補助金概算払清算書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた真岡市子どもの居場所づくり事業補助金について、真岡市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱 13 条第 2 項の規定により清算します。

記

補助金交付確定額		円	
概算払受領済額		円	
精算額	追加請求額	円	
	返納額	円	
振込先	金融機関名	銀行・使用金庫 農協・信用組合	本店・支店 支所・出張所
	預金種目	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
備考			